

株式譲渡契約書

売主 _____（以下「甲」という。）と買主 _____（以下「乙」という。）
は、甲が保有する対象会社株式の譲渡について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結
する。

対象会社の商号 _____
本店所在地 _____
対象株式 普通株式 _____ 株
譲渡日 令和____年____月____日

第1条 株式譲渡

甲は、乙に対し、譲渡日に対象株式を譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 譲渡代金及び支払

1. 本件譲渡に係る代金は、総額金 _____ 円とする。
2. 乙は、甲に対し、譲渡日までに、甲の指定する口座へ振込送金の方法により前項の代金を支払う。
3. 振込手数料その他支払に要する費用は、乙の負担とする。

第3条 承認及び名義書換

1. 対象株式が譲渡制限株式である場合、甲及び乙は、対象会社における承認取得に必要な一切の手
続を速やかに行う。
2. 甲及び乙は、譲渡実行後、遅滞なく株主名簿の名義書換その他必要な手続を共同して行う。
3. 承認取得又は名義書換のために対象会社から追加書類の提出を求められた場合、双方は誠実にこ
れに応ずる。

第4条 甲の表明保証

甲は、乙に対し、譲渡日現在において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証
する。

1. 甲は、対象株式の適法かつ有効な権利者であり、対象株式を譲渡する完全な権限を有している
こと。
2. 対象株式には、質権、譲渡担保、差押えその他乙による完全な取得を妨げる権利負担が存在しな
いこと。
3. 甲による本契約の締結及び履行は、法令、判決、命令又は甲を拘束する契約に違反しないこと。
4. 甲が乙に開示した対象会社の基本情報について、甲が知る限り、重要な事実の不実記載又は重要

な事実の欠落がないこと。

5. 譲渡日において、甲が知る限り、対象会社につき本件譲渡の判断に重大な影響を与える未開示の紛争又は差押え等が存在しないこと。

第5条 乙の確認事項

乙は、自らの責任において対象会社の状況、対象株式の内容及び本件譲渡の条件を確認した上で本契約を締結するものとする。ただし、前条の表明保証に反する事実が判明した場合は、この限りでない。

第6条 秘密保持

甲及び乙は、本件譲渡に関し知り得た相手方又は対象会社の非公知情報を、法令上要求される場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

第7条 解除

1. 甲又は乙が本契約に違反し、相当期間を定めた催告後も是正しない場合、相手方は本契約を解除することができる。
2. 前項の解除は、損害賠償請求を妨げない。
3. 承認取得が効力要件である場合において、合理的期間内に承認が得られないときは、甲乙は協議の上、本契約を終了させることができる。

第8条 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、自ら又は自己の役員若しくは実質的支配者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、これに違反した者に対して相手方は催告なく本契約を解除することができる。

第9条 費用負担

本契約の締結、履行及び承認手続に要する費用は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、各自が負担する。

第10条 協議事項及び管轄

本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙が誠実に協議して解決し、本契約に関する訴訟については、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲（売主）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（買主）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印